

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日が休日に当たる場合)

目 次

◆規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
一 手数料を次のとおり改めることとした。

料	3 建築物空気環境測定業者登録手数料	区 分		金額
		現行	改正後	
1 行政書士試験手数料	二万七千円	五千五百円	六千六百円	三万円
2 建築物清掃業者登録手数料	二万七千円	五千五百円	六千六百円	三万円

4 手数料	建築物飲料水水質検査業者登録手数料	二万七千円	三万円
5 手数料	建築物環境衛生一般管理業者登録手数料	二万七千円	三万円
6 手数料	建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料	二万九千円	四万円
7 手数料	病畜以外の獣畜	三万九千円	二万七千円
8 手数料	生後一年未満の牛又は馬	四百三十円	四百五十円
9 手数料	未満の牛又は馬にあっては、生後一年以上の牛又は馬	百七十円	二百円
10 手数料	生後一年以上の牛又は馬	八百円	九百円
11 手数料	豚	四百円	四百二十円
12 手数料	めん羊又は山羊	百七十円	一百円
13 手数料	病畜	六万三千円	七万五千円
14 手数料	衛生検査所登録申請手数料	六千三百円	七千五百円
15 手数料	衛生検査所登録変更申請手数料	四万七千円	五千六千円
料	衛生検査所登録証明書再交付手数料	一千二百円	一千四百円
料	家畜人工授精所開設許可申請手数料	四千円	四千七百円
料	家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	一千三百円	一千三百円
料	家畜人工授精師免許証再交付手数料	一千三百円	一千三百円

17 卸売業許可申請手数料	十万円
18 卸売業許可証書換え交付手数料	八百円
19 卸売業許可証書換え交付手数料	千六百円
20 卸売業所小売業許可申請手数料	一万三千円
21 卸売業所小売業許可証書換え交付手数料	二千円
22 営業所小売業許可証再交付手数料	一千円
23 営業所小売業許可申請手数料	一万五千円
24 営業所小売業許可証書換え交付手数料	十三万円
25 営業所小売業許可証再交付手数料	八百円
26 特定米穀販売業許可申請手数料	千六百円
27 特定米穀販売業許可証書換え交付手数料	六千五百円
28 特定米穀販売業許可証再交付手数料	七千八百円
29 生産事業者登録手数料	八百円
30 生産事業者講習手数料	一千円
31 生産事業者の登録証の書換え交付手数料	二千三百円
32 生産事業者の登録証の再交付手数料	四千九百円
33 種苗証明申請手数料	五千九百円
1 の加算額の場合 種子一キログラムにつき	二千三百円
2 の加算額の場合 稲木一万本につき	三千八百円

34 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	幼苗以外の苗木一 万本につき
35 道路内における建築許可申請手数料	三千五百円
36 用途地域における建築等許可申請手数料	十二万円
37 特殊建築物等敷地許可申請手数料	十五万円
38 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	十一万円
39 建築物の高さの許可申請手数料	九万五千円
40 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	十四万円
41 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料	二十万円
42 再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	二十五万円
43 假設建築物建築許可申請手数料	三万円
44 宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料	五千円
45 宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料	九万五千円
46 宅地建物取引主任者登録の移転申請手数料	十二万円
47 宅地建物取引主任者登録の移転申請手数料	十五万円
48 宅地建物取引主任者登録の移転申請手数料	十一万円
49 宅地建物取引主任者登録の移転申請手数料	十五万円
50 宅地建物取引主任者登録の移転申請手数料	七千円
51 宅地建物取引主任者登録の移転申請手数料	三万四千円
52 宅地建物取引主任者登録の移転申請手数料	七千円
53 宅地建物取引主任者登録の移転申請手数料	三千五百円

48 宅地建物取引主任者証の有効期間
の更新申請手数料 三千円 三千五百円

鳥取県規則第五号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

- 二 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

一 総務管財課等に設置するファクシミリ装置を使用して行う通信に係る運用経費等の支払に関する事務を鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務から除くこととした。

二 組織機構の改革に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

三 1 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

七十七 と畜検査手数料

病畜以外の獸畜

生後一年未満の牛又は馬 四百五十円

ただし、生体五十キログラム未満の牛又は馬にあつては、二百円

生後一年以上の牛又は馬

九百円

豚

四百二十円

めん羊又は山羊

二百円

病畜

三百円

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

別表第九十五号の二中「六万三千円」を「七万五千円」に改め、同表第九十五号の三及び第九十五号の四中「六千三百円」を「七千五百円」に改め、同表第九十五号の五中「四万七千円」を「五万六千円」に改め、同表第一百四十一号の四中「千二百円」を「千四百円」に改め、同表第一百四十一号の五中「四千円」を「四千七百円」に改め、同表第一百四十一号の七中「千円」を「千三百円」に改め、同表第一百五十四号中「十万円」を「十三万円」に改め、同表第一百五十五号中「八百円」を「千

別表第一号中「五千五百円」を「六千六百円」に改め、同表第三十八号の三から第三十八号の七までの規定中「三万七千円」を「三万円」に改め、同表第三十八号の八中「三万九千円」を「四万千円」に改め、同表第七十号を次のように改める。

次のように改正する。

円」に改め、同表第百五十六号中「千六百円」を「二千円」に改め、同表第百五十七号中「一万三千円」を「一万五千円」に改め、同表第百五十八号中「八百円」を「千円」に改め、同表第百五十九号中「千六百円」を「二千円」に改め、同表第百六十号中「六千五百円」を「七千八百円」に改め、同表第百六十一号中「八百円」を「千円」に改め、同表第百六十二号中「千六百円」を「二千円」に改め、同表第百六十二号の三中「八百円」を「一千円」に改め、同表第百六十二号の二中「一万二千円」を「一万五千円」に改め、同表第百六十二号の三中「八百円」を「一千円」に改め、同表第百六十二号の二中「一万二千円」を「二千円」に改め、同表第百六十三号の五中「千六百円」を「二千円」に改め、同表第百六十三号の五中「四千九百円」を「五千九百円」に改め、同表第百六十三号の八中「千八百円」を「二千七百円」に改め、同表第百六十三号の八中「千八百円」を「二千二百円」に改め、同表第百六十三号の九中「二万七千円」を「三万三千円」に、「四千五百円」を「五千四百円」に、「三千八百円」を「四千六百円」に、「二千七百円」を「三千三百円」に、「四千三百円」を「五千二百円」に改め、同表第百八十八号の二中「九万五千円」を「十万元」に改め、同表第百八十九号から第百九十三号の四までの規定中「十二万円」を「十五万円」に改め、同表第百九十三号の五中「九万五千円」を「十一万円」に改め、同表第百九十四号の二中「五千円」を「七千円」に改め、同表第百九十四号の三中「三万円」を「三万四千円」に改め、同表第百九十四号の四中「六千円」を「七千円」に改め、同表第百九十四号の五及び第百九十四号の六中「三千円」を「三千五百円」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「総務管財課」を「管財課」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「広報文書課」を「総務課」に改め、同条中同号を第四号とする。

附 則

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則第二条第三号に掲げる事務で平成四年度の歳出に係るものについては、この規則による改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。